

申請に対する処分

処分名	在宅高齢者等緊急通報システム事業の決定
根拠法令	奄美市在宅高齢者等緊急通報システム事業実施要綱
所管課	高齢者福祉課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

おおむね65歳以上で突発的に生命に危険な症状の発生する疾病（重度心疾患，重度高血圧症，重度喘息等）を有する者

(2) 申請の方法

通報システム利用申請書を提出する。

(3) 許認可等の要件

上記(1)の要件に該当している者

2 標準処理時間

30日